

社会福祉法人杏風会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人杏風会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益等であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等が、会議の招集に応じた、又は出張した場合には、その報酬及び費用を弁償する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 会議または出張の報酬は、その出席日数1日につき6,000円とする。
- 3 出張の費用弁償は、別表を適用する。

(支給方法)

第4条 報酬等の支給方法は、次によるものとする。

- (1) 会議に出席した場合は、会議の開催された日に支給する。
- (2) 出張の場合は、出張終了後に支給する。
ただし、高額の旅費を要する場合において、出張前に旅費の概算支給を行うことができる。この場合には出張終了後、速やかに精算報告をしなければならない。

(出張命令)

第5条 出張は、理事長の出張命令によって行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、昭和58年10月1日から施行する。

この規程は、平成4年12月1日から施行する。

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年11月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

別表

区分	交通費				日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)
	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃		
理事長 理事 監事 評議員	実費	実費	実費	1kmにつき 37円又は実費	6,000円	実費

【補足】

評議員選任委員(外部委員)および苦情処理第三者委員も上記別表により、取り扱う。